

(仮称) 新展示場整備事業 実施方針の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 28 年法律第 51 号。以下「PFI 法」という。) 第 5 条第 3 項の規定により、(仮称) 新展示場整備事業 (以下「本事業」という。) の実施に関する方針 (以下「実施方針」という。) について公表する。

令和 5 年 7 月 5 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 実施方針等

本事業に関する情報を広く周知するため、実施方針に加えて、要求水準書案 (以下、これらを総称して「実施方針等」という。) を公表する。

2 実施方針等に関する手続

(1) 実施方針等に関する質問または意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和 5 年 (2023 年) 7 月 5 日 (水) から令和 5 年 (2023 年) 7 月 18 日 (火) 午後 5 時 (必着) まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問または意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問・意見書 (別添様式) にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、「4 問い合わせ先」に記載の電子メールにより送信 (送信後には電話で着信を確認) すること。

ウ 回答方法

本市は、質問・意見及びその回答を令和 5 年 (2023 年) 8 月中旬までに以下の URL の本市の公式ホームページで公開する。(質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定であるが、内容は公開することが前提となるため、その点を承知した上で質問・意見を提出すること。)

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tenjijo/sentei/senteitetsudoku.html>

3 実施方針等の変更について

実施方針等は、上記 2 の質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、本市の公式ホームページにおいて速やかに公表する。

4 問い合わせ先

札幌市経済観光局経済戦略推進部展示場整備担当課

- ・住所 : 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
- ・電話番号 : 011-211-2481
- ・電子メールアドレス tenjijo@city.sapporo.jp